

宝塚市人権問題学習教材の貸出に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、人権教育及び人権啓発事業の一環として宝塚市が所有する人権問題学習教材の貸出について必要事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 貸出の対象は、人権問題学習や研修を行う市内の学校、企業、団体等とする。

(貸出学習教材)

第3条 貸し出す学習教材は、人権平和・男女共同参画課が管理するDVDとする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、貸出日から2週間以内とする。

(貸出本数)

第5条 1回で貸出可能な学習教材は、3本までとする。

(貸出費用)

第6条 貸出にかかる費用は、無料とする。

(貸出の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出を受けることができない。また、貸出を受けた後に次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、貸出許可を取り消すものとする。

(1) 営利を目的とする場合

(2) 特定の政党又は宗教の活動に利用するとき

(3) 転貸又は著作権法の規定に反する複製等を目的とする場合

(4) その他、本市が貸出を不適当と認める場合

(5) 貸出の対象が宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団等とかかわりがある又はそのおそれのある者の場合

(事前予約)

第8条 貸出を希望する場合は、事前に人権平和・男女共同参画課窓口（以下「窓口」という。）又は電話、電子申請のいずれかの方法で学習教材の予約を行うものとする。

2 予約できる期間は、貸出希望日の6カ月前から当日までとする。

(申請方法)

第9条 前条の規定により事前予約した者の内窓口又は電話にて事前予約した者は、貸出日までに使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を窓口又はメールにて提出すること。

2 前条の規定により事前予約した者の内電子申請にて事前予約した者は、予約時に申請書を提出したものとする。

(貸出方法)

第10条 前条の規定により申請書を提出した者は、貸出日に窓口にて学習教材を受け取ること。

(返却方法)

第11条 前条の規定により貸出を受けた者は、貸出期間終了までに窓口へ学習教材を返却すること。

(報告方法)

第12条 第10条の規定により貸出を受けた者は、使用報告書(様式第2号。以下、「報告書」という。)に必要事項を記入し、貸出期間終了までに提出すること。提出方法は、以下に定める。

2 第9条第1項の規定により申請書を提出した者は、窓口もしくはメールにて提出すること。

3 第9条第2項の規定により申請書を提出した者は、電子申請にて提出すること。

(利用に当たっての遵守事項)

第13条 貸出を受けた学習教材を利用するに当たっては、次の事項を遵守するものとする。

(1) 学習教材は大切に扱うこと。

(2) 学習教材が破損、紛失等した場合は、すみやかに申し出ること。その場合は、同一の学習教材を購入し、本市に提供すること。

(3) 貸し出された学習教材を使用中にデッキ等再生機の故障などが生じても、本市は責任を負わないこと。

(4) 第7条の規定により貸出許可を取り消された者は、直ちに学習教材を返却すること。

(5) 学習教材を市外へ持ち出さないこと。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年7月1日から施行する。